

道路局所管国庫補助事業の実施に伴う移転補償費の 算定に係る見積書の取扱いについて

平成26年7月1日事務連絡

国土交通省道路局 国道・防災課 課長補佐(事務)

環境安全課 課長補佐(事務)

今般、会計検査院より、道路局所管の国庫補助事業の実施において、事業主体が建物等の移転補償費を算出する際に、見積書を徴するなどして移転補償費の算定を行ったものについて、見積書の価格の内容が見積条件に適合しているかを十分検証できるような状態となっていなかったり、見積諸経費等と要領諸経費等を重複計上しているおそれを生じさせていたりしている事態は適切とは認められない、との指摘を受けました。

このため、今後道路局所管の国庫補助事業において、移転補償の算定のために見積書を徴する際には、下記の国土交通省における取扱い(別紙参照)を参考とするなど留意願います。

(以下、都道府県宛)

なお、貴管内市町村(指定市を除く。)に対しては、貴職より周知方お願いします。

記

「プレハブ建物及びツーバイフォー建物見積依頼要領(案)について」(事務連絡 平成24年4月24日 土地・建設産業局地価調査課公共用地室課長補佐)

<抜粋>

3 見積依頼方法

(3) 見積の依頼の際には、次に掲げる事項を説明するものとする。

建築直接工事費、共通仮設費及び諸経費は区分すること。

5 見積書の検証

見積書を徴したときは、見積書が、見積条件に適合しているとした理由を記載した書面を作成し、見積書とともに調査報告書に添付するものとする。

事務連絡
平成24年4月24日

各地方整備局用地部用地企画課長
北海道開発局開発監理部用地課長補佐
沖縄総合事務局開発建設部用地課長 殿

土地・建設産業局
地価調査課公共用地室
課長補佐

プレハブ建物及びツーバイフォー建物見積依頼要領（案）について

標記について、別紙のとおり、要領（案）を取りまとめたので参考とされたく通知する。

本要領（案）は、プレハブ建物及びツーバイフォー建物調査算定に関する業務発注にあたって、特記仕様書の内容とするなどして活用されたい。

プレハブ建物及びツーバイフォー建物見積依頼要領

1 趣旨

用地調査等共通仕様書第4条の表1建物区分に掲げる木造建物〔Ⅲ〕に区分されるツーバイフォー工法若しくはプレハブ工法により建築された建物、又は非木造建物〔Ⅱ〕に区分されるプレハブ工法により建築された建物（以下「プレハブ建物等」という。）の推定再建築費及び取りこわし工事費等の積算に必要な見積を建築会社等から徴する場合においては、本要領の定めるところによるものとする。

2 見積依頼先及び見積徴収

プレハブ建物等の見積を徴収するに当たっては、次の方法により行うものとする。

(1) プレハブ建物

見積は、原則として、プレハブ建物を建築した建築会社等1社とする。ただし、当該建築会社等が既に倒産している場合等、当該建築会社等から見積を徴することができない場合においては、監督職員と事前に協議するものとする。

(2) ツーバイフォー建物

見積は、原則として、2社以上から徴するものとする。見積依頼先を選定するときは、実績、経験、技術水準等を勘案して行うとともに、見積依頼先が妥当であるとした理由を記載した書面を作成するものとする。

3 見積依頼方法

(1) プレハブ建物等の調査において、当該プレハブ建物等を建築した建築会社等に関する情報（代表者、所在地、連絡先等）について調査するものとする。

(2) 見積の依頼は、別添「見積依頼書」に次に掲げる資料を添付して行うものとする。

- ① 建物の位置図
- ② 建物配置図
- ③ 建物平面図（建築設備関係を含む。）
- ④ 建物立面図
- ⑤ 建物写真（写真撮影方向図を含む。）
- ⑥ その他参考となる資料

(3) 見積の依頼の際には、次に掲げる事項を説明するものとする。

- ① 見積内訳書は、木造建物調査積算要領又は非木造建物調査積算要領に準じて、できるだけ詳細に作成すること。
- ② 建築直接工事費、共通仮設費及び諸経費は区分すること。

- ③ 取りこわし工事費は、解体工事費、運搬費及び廃材処分費に区分すること。
- ④ 発生材があるときは、発生材価額を記載すること。
- ⑤ 製造中止等により同種同等のプレハブ建物の見積が困難な場合は、理由を付記して近似建物の見積とすること。
- ⑥ 設計監理及び建築確認申請費用等は、見積価格には含めないこと。
- ⑦ 見積依頼に際して使用する資料は、建物移転料算定の基礎となるものであり、個人情報に該当するため、その取扱いには注意すること。

4 見積書の記載事項

- ① 宛名
- ② 受渡場所
- ③ 見積有効期限
- ④ 見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）
- ⑤ 見積内訳書
- ⑥ その他参考となる事項

5 見積書の検証

見積を徴したときは、見積書が、見積条件に適合しているとした理由を記載した書面を作成し、見積書と共に調査報告書に添付するものとする。

(別添)

平成 年 月 日

見積依頼書(案)

〇〇建設株式会社 御中

〇〇コンサルタント株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇
〒000-0000 △△県△△市△△町567-8
TEL 000-000-0000 FAX 000-000-0000

下記のとおり、見積書の提出を依頼いたします。

記

- 1 見積書宛名
〇〇コンサルタント株式会社
- 2 受渡し場所
打合せの上で決定
- 3 見積を依頼する建物の概要
 - ①所在地 〇〇県〇〇市〇〇町123-4
 - ②所有者の住所 国土 太郎
及び氏名
 - ③建築年月 平成〇〇年 〇月
 - ④構造 鉄骨造2階建(鉄骨系プレハブ建物)
 - ⑤延面積 123.45㎡
 - ⑥用途 専用住宅
- 4 見積条件
 - ①見積有効期限を記載して下さい。
 - ②当方の提示資料及び説明内容に基づき見積書を作成して下さい。
 - ③建築直接工事費、共通仮設費及び諸経費に区分し、できるだけ詳細に見積書を作成して下さい。
 - ④解体工事費(解体工事費、運搬費及び廃材処分費に区分)及び発生材価額の見積書も作成して下さい。
 - ⑤同種同等の建物の見積書を作成して下さい。ただし、同種同等の建物の見積が困難なときは、その理由を付記して近似建物の見積書を作成して下さい。
 - ⑥設計監理及び建築確認申請費用等は、見積価格には含めないようにして下さい。
- 5 添付資料
 - ①建物の位置図
 - ②建物配置図
 - ③建物平面図(建築設備関係含む。)
 - ④建物立面図
 - ⑤建物写真(写真撮影方向図を含む。)
 - ⑥その他参考となる資料